障害児の調査項目（５領域20項目）

領域1　健康・生活　　氏名　　調査日　年　月　日

項目	判断項目	
（1）食事		**①一人で食べることができる**
		基準：食べこぼしも少なく、箸（補助箸を除く）を使用して自食できる。年齢相応の食形態で、1日3食食べる習慣がある。
		②見守りや声かけがあれば食べることができる
		基準：窒息や危険な行動がないか等、食事中の見守りや食事の進捗状況で声掛けが必要。 食事（給食）を他者と一緒の場所・時間に食べることができる。
		③一部支援が必要である
		基準：食材を小さくするなどの配慮や、時折食事を大人が口に運ぶ程度の支援があれば食べることができる。 スプーンやフォークを使えば食べることができる。
		④常に支援が必要である
		基準：食事の形態を柔らかくしたり、潰したりする配慮が必要（補助用のミルクを摂取することも含む）。 手づかみや食べこぼしが多い。窒息や転落がないか常時見守るなど、常に個別の対応が必要。 大人が介助するのを払いのける、食器や食材を投げる等の行為がある。 他者と一緒の場所・時間での食事が難しく、個別の環境設定が必要である。
	特記事項	
（2）排泄		**①一人でトイレに移動して排泄することができる**
		基準：尿意便意を感じ取り、トイレで一連の行為を一人で行うことができる。
		②見守りや声かけがあればトイレに移動し排泄することができる
		基準：上記①で示す行動について、声掛けで行動することや見守りで行うことができる。
		③一部支援が必要である
		基準：大人がトイレ等に誘導することで排泄することができるが、拭き取り等は支援が必要である（オマルの使用でも可）。 「トイレ」等の単語やジェスチャー等で意思表示若しくは支援を求めることができる。 決まった場所でしか排泄をしたがらない（決まった便器や自宅でしか排泄しない）。
		④常に支援が必要である
		基準：排泄をする際に譲れないルールがある。排泄物を手で触ることや、トイレ以外の場所で排泄することがある。 導尿・自己導尿の見守り、ストーマや摘便等の医療的な支援が必要。 おむつや尿取りパッドを使用している。自立しているがオムツをしたがる。頻尿。月経の対応に手伝いが必要。
	特記事項	
（3）入浴		**①一人で入浴することができる**
		基準：何らかの支援が無くても、一連の行為全てを自分で行うことができる。
		②見守りや声かけがあれば入浴することができる
		基準：上記①で示す行動について、声掛けで行動することや見守りで行うことができる。 一連の行為を全て自分で行えるが、入浴の準備・入浴に時間を要することがあり、見守りや配慮が必要。
		③一部支援が必要である
		基準：一連の行為の一部を行うことが難しく、部分的に支援が必要。 洗う・流す・拭く行為が不十分なため、大人が部分的に手伝うことや、やり直しを必要とする。 感覚過敏があり、洗髪や洗顔、洗身に拒否を示すため、配慮が必要。石鹸やシャンプー等にこだわりがあり、配慮が必要。
		④常に支援が必要である
		基準：一連の行為全てを自分で行うことができないため、全面的（常時）に支援が必要。一連の行為の目的や内容を理解していない。 洗う・流す・拭く行為が不十分なため、、大人が全面的にやり直しを必要とする。 医療上の必要により入浴を禁止されており、配慮しながら清拭が必要、又はその他の事情で清拭しか行うことができない。 入浴する際に首の座りが悪く、体幹が弱いため配慮が必要。常時抱っこで入浴する必要がある。 シャワーや浴槽を怖がる・嫌がるなど、入浴への恐怖がある。入浴に強い拒否を示し泣くなどの状態がみられる。
	特記事項	
（4）衣類の着脱		**①一人で衣類の着脱をすることができる**
		基準：衣類の前後を間違えることなく着用すること、靴の左右を間違えることなく履くことができる。 衣類や靴が汚れた時、濡れた時に自分で気づいて着替えることができる。場に応じた服装や気候に合わせた衣類を自分で選択できる。
		②見守りや声かけがあれば衣類の着脱をすることができる
		基準：衣類の前後、靴の左右、ボタンの掛け違えがあり声掛けや見守りが必要。 場に応じた、気候に応じた衣類を選択するには大人の確認等が必要。
		③一部支援が必要である
		基準：ボタンやファスナーがある場合は支援が必要。衣類の前後、靴の左右が分かるように目印をつける必要がある。
		④常に支援が必要である
		基準：一人で衣類を着たり、靴を履いたりすることが難しく、着脱衣をする時には概ね支援が必要である。 衣類が濡れたりすると人前で衣類を脱ぐことや、感覚の過敏さから衣類の着脱や靴下を履くことを極端に嫌がったり、素材が限定されたりすることがある。 感覚の鈍感さから、衣類や靴、靴下が濡れたり汚れたりしても着替えようとしないために支援が必要。
	特記事項	

領域２　感覚・運動

（５）感覚器官（聞こえ）		**①特に問題なく聞こえる** 基準：聴力に問題がない。
		②補聴器などの補助装具があれば聞こえる 基準：補聴器などの補助装具を使用することで、一定の聴力を保つことができる。
		③聞き取りにくい音がある/聴覚過敏等で補助装具が必要である 基準：聴力に何かしらの問題がある。聴覚過敏で、イヤーマフ等の補助装具を装用することが必要である。
		④音や声を聞き取ることが難しい 基準：補助装具等を使用しても、機能的に音や声を聞き取ることが難しい。
	特記事項	
（６）感覚器官（口腔機能）		**①噛んで飲み込むことができる** 基準：前歯で噛みとり、奥歯で噛みつぶすことができる。調理方法に特別な配慮が必要ない。
		②柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる 基準：食材や調理方法に工夫が必要である。舌や歯茎で食事を押しつぶして食べることができる。
		③介助があれば口を開き、口を閉じで飲み込むことができる 基準：介助の際、口唇にスプーンを当てると口を開き、口唇を閉じて飲み込むことができる。丸呑みしてしまう。 口蓋裂などへの配慮が必要である。
		④哺乳瓶などを利用している/口から食べることが難しい 基準：口蓋裂、不正咬合等がある。栄養摂取は胃ろうなどの経管栄養で行っている。
	特記事項	
（７）姿勢の保持（座る）		**①一人で座り、手を使って遊ぶことができる** 基準：自分で座り立ち上がることができる。座った状態で手を使って遊ぶことができる。
		②手で支えて座ることができる 基準：大人が座る姿勢をセットすることが必要である。座った姿勢を保つには手で支えることが必要である（両手や片手で自分を支える）。
		③体の一部を支えると座ることができる 基準：座っている際、肩、胸、腕等の体の一部を大人に支えてもらうことが必要。身体を支えるための工夫があれば座っていられる。
		④座るために全身を支える必要がある 基準：座るために頭を支えることが必要である（首が座っていない）。後ろにもたれた姿勢であれば座ることができる。
	特記事項	
（８）運動の基本技能（目と足の協応）		**①ケンケンが3回以上できる** 基準：項目で示す動作について行うことができる。
		②交互に足を出して階段を昇り降りできる 基準：足の着く先を目で見て確認していなくても、階段を昇ること、降りることの両方がスムーズにできる。
		③両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる 基準：項目で示す動作について行うことができる。
		④階段は同じ足を先に出して昇る 基準：階段を昇る際に、交互に足を出すのが難しい。
		⑤どの動きも難しい 基準：階段昇降、ジャンプ、ケンケンのどの動作も難しい。
	特記事項	
（９）運動の基本的技能（移動）		**①一人で歩くことができる** 基準：補装具を使用している場合には、補装具が体に合っていて自分で歩行ができる状態である。
		②一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である 基準：一人で歩くことはできるが、安定性やバランス面での不安があり見守りが必要である。 補装具を使用しているが、体の使い方にぎこちなさがある状態や補装具を使い始めて間もなく慣れていない場合である。
		③一人で歩くことができるが、手をつなぐ等のサポートや杖・保護帽などの補助具が必要 基準：一人で歩くことはできるが、安定性やバランス面で不安があり、時折身体を支える等の支援が必要。 補装具を使用しているが、転倒が度々みられる。
		④一人で歩くことが難しい 基準：車いすを利用している。
	特記事項	

領域３　認知・行動

（10）危険回避行動		**①自発的に危険を回避することができる** 基準：自分で危険な物や場面を理解して回避することができる。
		②声かけ等があればできる 基準：一人では難しいが、大人が声かけや視覚的な手掛かり等で危険を伝えることで、危険を回避することができる。
		③制止があればできる 基準：危険を回避するためには、支援者の介入が必要。
	特記事項	
（11）注意力		**①集中して取り組むことができる** 基準：気が散りやすい場面や、集中できない場面など、特に日常生活で気になることはない（子ども本人も、周囲も困り感がほぼない）。
		②部分的に集中して取り組むことができる 基準：目につく所に気になるもの（おもちゃ、テレビ、窓等）がある場合や、初めての場所である等、状況によって集中できないことがある。
		③集中して取り組むことが難しい 基準：集中することが難しい。注意が逸れやすいことがよくある。
	特記事項	
（予測理解）（12）見通し		**①見通しを立てて行動することができる** 基準：見通しを立てて自発的に行動することができる（周囲のサポートが無くても）。
		②声かけがあれば見通しを立てて行動することができる 基準：わからない時もあるが、次の行動を声掛けがあれば行動することができる。
		③視覚的な情報があれば行動することができる 基準：声かけだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手掛かりがあれば行動することができる。
		④その他の工夫が必要 基準：声かけや視覚的な手掛かりのみでは不十分であり、その他の工夫やサポートが必要である（例えば音やアラーム、身体に触れて教える等）。
	特記事項	
（急な変化対応）（13）見通し		**①急な予定変更でも問題ない** 基準：急な予定変更を理解し、自発的に対応することができる。
		②声かけがあれば対応できる 基準：急な予定変更が生じると、最初は対応が難しい場面もあるが、個別に次の行動を伝える等をすることで、対応することができる。
		③視覚的な手掛かりがあれば対応できる 基準：急な予定変更が生じると、声掛けだけでは対応が難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手掛かりがあれば、それを見て対応することができる。
		④その他の工夫やサポートが必要 基準：急な予定変更が生じると、声かけや視覚的な情報だけでは対応が難しく、他の工夫やサポートが必要である（例えばメロディやアラーム、身体に触れて教えること等）。
	特記事項	
（14）その他		**①乱暴な言動はほとんどみられない** 基準：感情が抑えられなくなることはほとんどない、又はあったとしても日常生活に大きな支障はない。
		②乱暴な言動がみられるが、対処方法がある 基準：乱暴な言動等があっても、特定の場所に移動することや物を使用することにより長期化はしない、又は気持ちを鎮めることができる。
		③乱暴な言動が見られ、対処方法も特にない 基準：いろいろ工夫しても乱暴な言動の収束にすぐは結びつかない、又は一定の時間をかけて落ち着くのを待つしかない。
	特記事項	

領域４　言語・コミュニケーション

（15）2項関係（人対人）		**①目が合い、微笑むことや、嬉しそうな表情を見せる** 基準：人との1対1の関係が成立している。人に対する期待感、共感性がある。
		②訴えている（要求する）時は目が合う 基準：人との1対1の関係が成立しているが、一方的な場面であることが多い、又は発信力が弱い。人に対する期待感、共感性が弱い。
		③あまり目が合わない/合っても持続しない 基準：目が合うことはあるが、声かけや感情を共有する場面ではないことが多い。
		④ほとんど目が合わない 基準：目が合わない。
	特記事項	
（16）表出（意志の表出）		**①言葉を使って伝えることができる** 基準：主に言葉で伝えることができる。
		②身振りなどで伝えることができる 基準：主に動作や指差し等で伝えることができる（行きたいところに大人の手を引っ張っていくことやちょうだい等の動作等）。
		③泣いたり怒ったりして伝える 基準：意思を伝えようとはするが、方法が適切ではない（泣いたり、怒ったり、奇声を上げるなど）。
		④意思表示が難しい 基準：意思を伝える気持ちがみられない（諦めている）。意思を伝える手段がない。
	特記事項	
（17）読み書き		**①支援が不要** 基準：何らかの支援が無くても、文字の読み書き及び意味の理解ができる。
		②支援が必要な場合がある 基準：文字の読み書き及び意味の理解の一部を自分で行うことが難しいため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を含む）が必要。 一部理解することができるが、補足説明が必要。書くことは難しいが、パソコンやタブレット等の代用手段を使用すればできる。
		③常に支援が必要 基準：文字の読み書き及び意味の理解に関して全面的に支援が必要である。文字では理解できず、コミュニケーションツールを使用することで理解できる。 文字に興味を示さない。学習障害の診断がある。外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳を行う必要がある。
	特記事項	

領域５　人間関係・社会性

（18）人との関わり合い（他者への関心興味）		**①自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する** 基準：適度な距離を保ちながら、自分から相手にやりとりを求めることや、相手からの働きかけに応えることができる
		②ごく限られた人であれば反応する 基準：特定の人であれば、関りを持つことができる（パターン的な関わり方も含む）。
		③自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある 基準：自分から相手に働きかけることはほとんどないが、相手から関わられることに対しては、嫌がることはなく、反応することもある。
		④過剰に反応する、または全く反応しない 基準：一方的に、自分の思いだけを伝えようとすることや、相手が嫌がっても過剰に近づいてしまう。 相手が関わってきても、拒否を示すことや、無関心でほとんど反応しない。
	特記事項	
（19）遊びや活動（トラブルの頻度）		**①ほとんどトラブルがないか、あったとしても自分たちで解決することができる** 基準：自分の意見を伝え、相手の意見を聞いて、友達と一緒に解決することができる。相手の気持ちを察して、相手に合わせることができる。
		②トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる 基準：あらかじめ本人が理解できる手段でそこでの過ごし方を伝えることや、双方の意見を聞く、解決方法を助言する等の支援があれば解決することができる。
		③支援があっても、解決できる場面とできない場面がある 基準：あらかじめ本人が理解できる手段でそこでの過ごし方を伝えることや、双方の意見を聞く、解決方法を助言する等の支援があっても、解決することができる場面とできない場面がある。
		④トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい 基準：相手の意見を聞き入れることが難しく、自己主張を続けることが多い。トラブルが頻繁に起きる。
	特記事項	

（20）集団への参加（集団参加状況）		**①指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる** 基準：全体への指示があれば、活動の内容、やり方、ルールを理解して最初から最後まで参加することができる。
		②興味がある内容であれば、部分的に参加できる 基準：興味関心がある活動内容であれば参加することができる。最初から最後までは参加できなくても、部分的には参加することができる。
		③支援があれば、その場にはいられる 基準：本人が理解できる手段で、内容の説明等があればその場にいることができる。
		④参加することが難しい 基準：支援があっても集団活動には参加することが難しい。強い拒否感を示す等、その場にいることが難しい。
	特記事項	

以下、中学生・高校生のみ対象

コミュニケーション

（21）言葉遣い		**①適切な言葉遣いや態度で表現することができる** 基準：屋内や屋外での声の大きさ、親しい間柄であっても敬語を使用することができる等、正しい言葉遣いをすることができる。 場所や相手によって言葉遣いを分けて表現することができる。
		②時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる 基準：場所に合わない声の大きさで話すこと、又は声が小さくて聞取り難いことがある。 声量の調整は難しいが、場所や相手によって言葉を使い分けて表現することができる。 場所や相手によって言葉遣いを分けること等を理解していると思われるが、気分によって難しいことがある。
		③ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい。 基準：敬語を使うことはできないが、態度で表現することができる。 乱暴な言葉遣いがめだつ。一方的な発言が目立つ。自分の気持ちを伝える際に支援（環境調整）が必要。 相手からの気持ちを確認してもらうことや、代弁してもらうなど配慮がなければ表現することが難しい。
		④適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい 基準：支援があっても相手や場所に応じた言葉遣いや態度で表現することが難しい。
	特記事項	
（22）やり取り		**①やり取りをすることができる** 基準：言葉通りに捉えずやり取りができる。トラブルにならないようなやり取りができる。
		②配慮があればやり取りができる/やり取りをしようとする 基準：口頭の質問に対して「はい」「いいえ」等の返答はできる。聞かれたことには答えることができる。 視覚的な提示や細かな質問、選択肢があるなどの配慮が必要（配慮があれば答えることができる）。
		③やり取りすることが難しい 基準：一方的な主張のみ繰り返すことが多い。トラブルになるようなやり取りが多い。他者に関心がない。
	特記事項	
（23）集団適応力		**①参加することができる** 基準：同年齢の集団に所属し、活動に参加することができる。 支援が不要で、集団の暗黙のルールや雰囲気に気づき、自ら集団の中で過ごすことができる。
		②たまに参加することができる 基準：集団の暗黙のルールや雰囲気に気づきにくいが、支援者が言葉かけを行うことで気づき、理解することができる。 所属する集団の主たる支援者（担任・担当）が対象児の特性を理解し配慮することで集団へ参加することができる。
		③ほとんど参加することがない 基準：集団の暗黙のルールや雰囲気に気づくのが難しく、支援者の直接的な支援が必要である。 所属する集団の構成員（児童）に対象となるこどもについて理解してもらうことが必要である。 所属する集団の規模（小グループ化）や構成員（年下のグループ）等の配慮が必要である。
		④参加することが難しい 基準：集団の中で過ごすことから練習が必要である。 集団の流れに入るより、個人単位の支援が優先され、日常生活事態に特別な支援が必要である。
	特記事項	